

令和2年4月13日



## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令への当社対応について（第2報）

令和2年4月7日に緊急事態宣言の発令に伴う当社の対応についてお知らせしておりましたが、今般、安倍首相が4月11日に緊急事態宣言の対象7都府県の全事業者にオフィス出勤者を最低7割削減するよう要請されたことを受け、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大防止に努める為、発令後に導入しておりました時差出勤と併せて、在宅勤務及び自宅待機等の対策をとってまいります。そのため、当社の各担当者へのお電話は、本対応の影響により、つながりにくくなる場合がございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご注文頂いております納品・工事への対応につきましては、令和2年4月7日にお知らせしましたとおり対応してまいります。

1. ご注文頂いております納品・工事につきましては、業務継続が可能な地域においては感染防止策を講じた上で可能な限り対応してまいります。都道府県知事からの「要請」「指示」が発令され各事業所の業務を停止せざるを得ない場合、その他の状況により納品・工事が困難な場合には、個別にご相談させていただきますのでご了解を賜りますようお願い申し上げます。
2. 納品・工事を停止させていただきました案件につきましては、緊急事態宣言が解除された後に、個別にご相談させていただきます。

今後も情勢の変化に伴い、対応内容を変更させていただきますことをご了承下さい。